

**令和8年度  
本巢市留守家庭教室のご利用案内  
(夏季休業日のみ利用ならびに入室届について)**

**1. 夏季休業日のみ利用申請（現在利用していない児童）・入室届（現在利用している児童）について**

本巢市留守家庭教室は夏季休業日のみ利用の申込みを以下のとおり受け付けます。また、現在留守家庭教室を利用しており、夏季休業日のみ利用しない方（入室）も受け付けます。「5. 利用料」、「9. 申込み」をご確認ください。

土貴野・真桑留守家庭教室は定員超過により他の留守家庭教室をご案内します。空きがある場合は低学年を優先に利用決定します。

申込みはオンライン申請のみ受付します。受付期間終了後、空きがある場合はご案内しますので幼児教育課までお問い合わせください。

**2. 利用期間**

令和8年7月21日（火）から令和8年8月27日（木） ただし、以下の日は除きます。

- ① 土・日曜日      ② 国民の祝日      ③ その他特別の理由があるとき

**3. 開設時間**

午前8時から午後6時まで

延長利用は、午前7時30分から午前8時まで、午後6時から午後6時30分まで

※ 利用時間の延長を申し込まれる方は、「延長利用申請書」を幼児教育課へ提出してください。

※ 開設時間内での送迎を厳守してください。お時間を守っていただけない場合は、ご利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。

**4. 留守家庭教室を利用できる児童**

本巢市内の小学校に就学している1年生から6年生で、保護者等が下記①から⑥の理由で月15日以上家庭での保護を受けられない児童

①	就労	保護者等が、 <u>仕事（月15日以上労働）</u> をしており、児童を保護できない場合。 農業に従事している場合、父親は田畑で合計30アール（3,000㎡）以上、その他の者は田畑合計15アール（1,500㎡）以上の耕作面積であること。
②	母親等の出産	母親等が出産間近又は出産直後である場合。（原則出産予定日の6週間前から出産後8週間を迎える月末までの期間が夏季休業日期間中に該当する場合）
③	病気	保護者等が、病気等により療養中であり、児童を保護できない場合。
④	病人の看護等	保護者等が、その家庭に看護や介護を要する家族がいるため、児童を保護できない場合。
⑤	就業訓練中 ※求職活動ではありません。	保護者等が就労の準備のため修業（労働と同様に、月15日以上修業）しており、児童を保護できない場合。（※就業訓練中のみの利用となります。）
⑥	その他	保護者等にかかる特別な事情により、利用が必要と認められる場合。

**5. 利用料**

利用形態	利用期間	利用料
夏季休業日のみ利用	7月、8月のうち夏季休業日期間	15,000円
夏季休業日のみ入室 (現在入室している児童)	7月、8月のうち夏季休業日期間以外	3,000円

※ 夏季休業日は7月21日から8月27日までの期間です。

※ 夏季休業日のみ入室は通常利用7月分の4,000円から3,000円に減額されます。

## 6. 延長利用料（期間内）

利用期間	延長利用時間	延長利用料
夏季休業日期間	午前7時30分から午前8時	1,500円
	午後6時から午後6時30分	1,500円

※ 延長利用料は7月21日から8月27日までの期間の金額です。

## 7. 利用料の納付方法

放課後児童施設利用料の納付は、**口座振替**をご利用ください。利用決定後、**口座振替依頼書**をご利用の**金融機関へすみやかに提出してください**。過去に利用したことがあり口座登録がお済みの方は不要です。

※ 夏季休業日のみの利用の納期限は令和8年8月31日です。

## 8. 利用料の減額・免除

次のいずれかに該当する場合は、利用料の減額・免除が認められます。次のいずれかに該当する場合は利用決定後「**放課後児童施設利用料減額・免除申請書**」を幼児教育課まで提出してください。

減額・免除が認められる理由	減額・免除額
① 児童及びその兄弟姉妹が留守家庭教室を利用している場合	2人目からの児童に係る利用料・延長利用料の2分の1を減額
② 父又は母のいずれか及びその子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）のみにより構成される世帯	当該児童に係る利用料・延長利用料の2分の1を減額
③ 生活保護法による保護を受けている世帯	利用料・延長利用料の全額を免除
④ その他市長が特別の理由があると認める世帯	市長が適当と認める額を減額

## 9. 申し込み

オンライン申請のみ受付します。ご不明な場合は幼児教育課までご相談ください。

就労証明書等の紙様式は幼児教育課、各留守家庭教室、ホームページで取得できます。

### 夏季休業日のみ利用の方

- ① 右のオンライン申請用コードより、児童一人ごとに必要な事項を入力し申請してください。
- ② **就労証明書**もしくは**保育の実施申立書のアップロード**  
（同一世帯及び同一敷地内、同一地番に住民登録をしている15歳以上65歳未満の方）
- ③ **保育の実施申立書の添付書類**のアップロード（就労以外の理由で利用される場合）
  - ア) 母親の出産・・・出産前については、母子健康手帳（表紙と予定日の記載ページ）の写し  
出産後については、母子健康手帳（出産証明書の記載ページ）の写し
  - イ) 病気等・・・医師の診断書（**加療見込み期間が記載され、児童保護不可とわかるもの**）  
または身体障害者手帳等の写し（**児童保護不可とわかるもの**）
  - ウ) 看護等・・・医師の診断書（**加療見込み期間が記載され、要看護人とわかるもの**）  
または被看護者の身体障害者手帳等の写し（**要看護人とわかるもの**）
  - エ) 就業訓練・・・通学する講座等の申込書の写し、受講日時がわかるものの写し。
  - オ) 学生・・・高等学校、大学、専門学校等に在籍する方は、学生証の写しを添付することにより、学校の証明に代えることができます。中学生は必要ありません。
  - カ) その他・・・児童を保護できない状況を証明するもの。

※ 就労証明書等はPDFやスマートフォンで写真をとりアップロードしてください。画像不鮮明の場合は原本を提出していただきます。

※ きょうだいで同時に利用申込される場合には、「② 就労証明書もしくは保育の実施申立書、③ 保育の実施申立書の添付書類」はそれぞれアップロードしてください。



### 現在留守家庭教室を利用している児童で、夏季休業日のみ利用しない方（休室）

- ① 右のオンライン申請用コードより、児童一人ごとに必要な事項を入力し申請してください。  
（児童1人ごと）
- ※ 夏季休業終了後の利用再開について、改めて利用申請をする必要はありません。



(1) オンライン申請期間

令和8年5月1日(金) 9時から 令和8年5月22日(金) 24時まで

(2) 注意事項

- ① 利用申込数が各留守家庭教室の定員を超えた場合は、低学年や保護できない状況の緊急性の高い児童から、順次利用を決定します。
- ② 申込内容や添付書類に不備がある場合は、利用できないことがあります。
- ③ 暴力・迷惑行為等生活指導上の支障があると認められる児童は、利用できないことがあります。

## 10. お問い合わせ

① 本巢市役所 教育委員会 幼児教育課

電話 058-323-7753

※ 開庁時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)

② 各留守家庭教室

- ・ 外山留守家庭教室 (外山小学校内)
- ・ 席田留守家庭教室 (席田小学校内)
- ・ 一色留守家庭教室 (一色小学校内)
- ・ 弾正留守家庭教室 (弾正小学校内)
- ・ 本巢留守家庭教室 (本巢小学校内)
- ・ 土貴野留守家庭教室 (土貴野小学校内)
- ・ 真桑留守家庭教室 (真桑小学校内)
- ・ 根尾留守家庭教室 (根尾学園内)

※ 開室時間は、各教室の開室時間内(午後2時から午後6時まで、土・日・祝日を除く)